

株式会社日本証券クリアリング機構における清算業務の制度見直し等に伴う
当社関連諸規則の一部改正について

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	2
3. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	4
4. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	8
5. 先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	10
6. J－N E T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	13
7. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表	15
8. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	28
9. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱いの一部の一部改正新旧対照表	29

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(受渡決済)</p> <p>第34条の3 Large取引の各限月取引について、最終売建玉（売建玉のうち、取引最終日までの間に買戻しが行われなかつたもののうち取引最終日の翌日に決済（買戻しによるものを除く。）が行われなかつたものをいう。以下同じ。）又は最終買建玉（買建玉のうち取引最終日までの間に転売が行われなかつたもののうち取引最終日の翌日に決済（転売によるものを除く。）が行われなかつたものをいう。以下同じ。）については、当該限月取引の受渡決済期日において当該最終売建玉及び当該最終買建玉の受渡決済（受渡決済代金及び国債証券を授受することにより決済することをいう。以下同じ。）を行う。</p>	<p>(受渡決済)</p> <p>第34条の3 Large取引の各限月取引について、最終売建玉（売建玉のうち、取引最終日までの間に買戻しが行われなかつたものをいう。以下同じ。）又は最終買建玉（買建玉のうち取引最終日までの間に転売が行われなかつたものをいう。以下同じ。）については、当該限月取引の受渡決済期日において当該最終売建玉及び当該最終買建玉の受渡決済（受渡決済代金及び国債証券を授受することにより決済することをいう。以下同じ。）を行う。</p>
<p style="text-align: center;">付　　則</p> <p>1 この改正規定は、平成30年2月13日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年2月13日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。</p>	

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(削る)	<p><u>(リスク管理体制等の不備等に対する処置)</u></p> <p><u>第43条の2 本所は、取引参加者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、当該取引参加者に対して、その改善のために必要な措置を講じることを請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 過大なポジションを保有していると認められる場合（当該取引参加者のポジションが負っているものと想定されるリスク相当額（当該取引参加者の未決済約定の価格の変動により損失が発生し得る危険に相当する額をいう。）が、当該取引参加者の純財産額（登録金融機関にあっては、純資産額）又は現金等の財産の状況に比し過大であると認められる場合であって、当該ポジションが当該取引参加者の自己の計算による未決済約定又は著しく少数の顧客の委託に基づく未決済約定に起因している場合をいう。）又はその具体的なおそれがあると認められる場合</u></p> <p><u>(2) ポジションに関するリスク管理体制が本所の市場の運営に鑑みて著しく適当でないと認められる場合</u></p> <p><u>2 本所は、前項の請求に対して、取引参加者において必要な措置が講じられていないと認められる場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、当該取引参加者に対して、本所の市場における市場デリバティブ取引の停止（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限その他本所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。</u></p> <p><u>（市場デリバティブ取引の停止等の処置の解除）</u></p> <p><u>第44条 前2条及び第47条の規定により、期間を定めないで本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止等の処置を受けた取引参加者は、その処置を受けた事由を除去し</u></p>
	<p><u>（市場デリバティブ取引の停止等の処置の解除）</u></p> <p><u>第44条 前2条及び第47条の規定により、期間を定めないで本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止等の処置を受けた取引参加者は、その処置を受けた事由を除</u></p>

たときは、それについての説明書を添付して、当該処置の解除を申請することができる。

2 (略)

- 3 前条及び第47条の規定により、期間を定めないで本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止等の処置を受けた取引参加者が、当該処置を受けた日から1年以内に、前項の承認を受けられないときは、本所は、当該取引参加者の取引資格を取り消すことができる。

(処分又は処置に対する異議の申立て等)
第46条 第5条第1項ただし書き及び第2項の規定は第42条及び第43条の審問について、第5条第3項及び第4項の規定は、第42条及び第43条の処分又は処置について準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年2月13日から施行する。
2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年2月13日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。

去したときは、それについての説明書を添付して、当該処置の解除を申請することができる。

2 (略)

- 3 前2条及び第47条の規定により、期間を定めないで本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止等の処置を受けた取引参加者が、当該処置を受けた日から1年以内に、前項の承認を受けられないときは、本所は、当該取引参加者の取引資格を取り消すことができる。

(処分又は処置に対する異議の申立て等)
第46条 第5条第1項ただし書き及び第2項の規定は第42条、第43条及び第43条の2の審問について、第5条第3項及び第4項の規定は、第42条、第43条及び第43条の2の処分又は処置について準用する。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(クローズアウト数量等申告)</u></p> <p>第4条の2 国債先物等非清算参加者（取引参加者規程第24条第2項に規定する国債先物等非清算参加者をいう。以下同じ。）は、国債証券先物取引の各限月取引について、<u>クローズアウト数量（一の銘柄において有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「清算取次買建玉」という。）と有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「清算取次売建玉」という。）を同時に有し、かつ、その一部又は全部を決済（転売又は買戻しによる場合を除く。）する場合における当該決済数量をいう。以下同じ。）並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、クリアリング機構の業務方法書に定める指定国債先物等清算参加者（当該国債先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した国債先物等他社清算参加者（国債先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する国債先物等清算資格をいう。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が管理する区分口座ごとにクリアリング機構が定める时限までの当該指定国債先物等清算参加者が定める时限までに当該指定国債先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定国債先物等清算参加者が当該申告を行うべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該国債先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。</u></p> <p>2 国債先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る<u>クローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量</u>の通知を受けるものとする。</p> <p><u>(クローズアウト数量等申告)</u></p> <p>第5条 指数先物等非清算参加者（取引参加者規程第24条第3項に規定する指数先物</p>	<p><u>(転売又は買戻し)</u></p> <p>第4条の2 国債先物等非清算参加者（取引参加者規程第24条第2項に規定する国債先物等非清算参加者をいう。以下同じ。）は、国債証券先物取引の各限月取引について、<u>有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「清算取次買建玉」という。）に係る転売又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「清算取次売建玉」という。）に係る買戻しが成立した場合には、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定国債先物等清算参加者（当該国債先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した国債先物等他社清算参加者（国債先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する国債先物等清算資格をいう。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が定める时限までに当該指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、指定国債先物等清算参加者が当該転売若しくは買戻しの別及び数量を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより国債先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。</u></p> <p>2 国債先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る<u>転売又は買戻しの内容</u>の通知を受けるものとする。</p> <p><u>(転売又は買戻し)</u></p> <p>第5条 指数先物等非清算参加者（取引参加者規程第24条第3項に規定する指数先物</p>

等非清算参加者をいう。以下同じ。) は、指数先物取引の各限月取引について、クローズアウト数量並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、クリアリング機構の業務方法書に定める指定指数先物等清算参加者
(当該指数先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した指数先物等他社清算参加者(指数先物等清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。))に係る他社清算資格を有する者をいう。)をいう。以下同じ。) が管理する区分口座ごとにクリアリング機構が定める时限までの当該指定指数先物等清算参加者が定める时限までに当該指定指数先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定指数先物等清算参加者が当該申告を行うべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該指数先物取引等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

- 2 指数先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量の通知を受けるものとする。

(クローズアウト数量等申告)

第10条 指数先物等非清算参加者は、有価証券オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、クリアリング機構の業務方法書に定める指定指数先物等清算参加者が管理する区分口座ごとにクリアリング機構が定める时限までの当該指定指数先物等清算参加者の指定する时限までに当該指定指数先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定指数先物等清算参加者が当該申告を行うべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行っ

等非清算参加者をいう。以下同じ。) は、指数先物取引の各限月取引について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、各限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定指数先物等清算参加者
(当該指数先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した指数先物等他社清算参加者(指数先物等清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。))に係る他社清算資格を有する者をいう。)をいう。以下同じ。) が定める时限までに指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、指定指数先物等清算参加者が当該転売若しくは買戻しの別及び数量を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより指数先物取引等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

- 2 指数先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(転売又は買戻し)

第10条 指数先物等非清算参加者は、有価証券オプション取引の各銘柄について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定指数先物等清算参加者の指定する时限までに当該指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、指定指数先物等清算参加者が当該転売若しくは買戻しの別及び数量を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

た場合には、この限りではない。

- 2 指数先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量の通知を受けるものとする。

(クローズアウト数量等申告)

第18条の2の4 国債先物等非清算参加者は、国債証券先物オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、クリアリング機構の業務方法書に定める指定国債先物等清算参加者が管理する区分口座ごとにクリアリング機構が定める时限までの当該指定国債先物等清算参加者が定める时限までに当該指定国債先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定国債先物等清算参加者が当該申告を行うべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該国債先物非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

- 2 国債先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量の通知を受けるものとする。

(クローズアウト数量等申告)

第19条 指数先物等非清算参加者は、指数オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、クリアリング機構の業務方法書に定める指定指数先物等清算参加者が管理する区分口座ごとにクリアリング機構が定める时限までの当該指定指数先物等清算参加者が定める时限までに当該指定指数先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定指数先物等清算参加者が当該申告を行うべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該指数先物等非清算参加者がクリア

- 2 指数先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(転売又は買戻し)

第18条の2の4 国債先物等非清算参加者は、国債証券先物オプション取引の各銘柄について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定国債先物等清算参加者が定める时限までに指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、指定国債先物等清算参加者が当該転売若しくは買戻しの別及び数量を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより国債先物非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

- 2 国債先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(転売又は買戻し)

第19条 指数先物等非清算参加者は、指数オプション取引の各銘柄について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定指数先物等清算参加者が定める时限までに指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、指定指数先物等清算参加者が当該転売若しくは買戻しの別及び数量を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

リング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

- 2 指数先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量の通知を受けるものとする。

- 2 指数先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年2月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年2月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、顧客と取引参加者との間に合意がある場合には、顧客は、取引を委託した取引日の終了する日の午後6時30分までの取引参加者の指定する时限までに、前項第2号に掲げる事項の指示を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(ギブアップに係る市場デリバティブ取引の委託の際の指示事項等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、顧客と注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者との間に合意がある場合には、取引を委託した取引日の終了する日の午後4時45分までの注文執行取引参加者の指定する时限までに、前項の指示を行うことができるものとする。<u>ただし、有価証券オプション取引及び国債証券先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は午後4時までの注文執行取引参加者の指定する时限までに行うものとする。</u></p> <p>3 業務規程第42条第2項の規定によりギブアップが成立した場合には、前条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の<u>午後5時15分</u>までの清算執行取引参加者の指定する时限までに、業務規程第42条第3項の規定により新たに発生した市場デリバティブ取引に係る前条第1項第2号に掲げる事項を指示するものとする。<u>ただし、有価証券オプション取引及び国債証券先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は午後4時30分までの清算執行取引参加者の指定する时限までに行うものとする。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、顧客と取引参加者との間に合意がある場合には、顧客は、取引を委託した取引日の終了する日の<u>午後4時30分</u>までの取引参加者の指定する时限までに、前項第2号に掲げる事項の指示を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(ギブアップに係る市場デリバティブ取引の委託の際の指示事項等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、顧客と注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者との間に合意がある場合には、取引を委託した取引日の終了する日の<u>午後4時</u>までの注文執行取引参加者の指定する时限までに、前項の指示を行うことができるものとする。</p> <p>3 業務規程第42条第2項の規定によりギブアップが成立した場合には、前条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の<u>午後4時30分</u>までの清算執行取引参加者の指定する时限までに、業務規程第42条第3項の規定により新たに発生した市場デリバティブ取引に係る前条第1項第2号に掲げる事項を指示するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>

(権利行使により成立する国債証券先物取引に係る委託の際の指示事項等)
第11条の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、権利行使により成立する国債証券先物取引に係る第9条第1項第2号に掲げる事項の指示を取引が成立した取引日の終了する日の午後6時50分までの取引参加者の指定する时限までに行うことができる。この場合において、顧客が当該时限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年2月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年2月13日から施行することが適当でないとき当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。

(権利行使により成立する国債証券先物取引に係る委託の際の指示事項等)

第11条の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、権利行使により成立する国債証券先物取引に係る第9条第1項第2号に掲げる事項の指示を取引が成立した取引日の終了する日の翌日の午前8時20分までの取引参加者の指定する时限までに行うことができる。この場合において、顧客が当該时限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(証拠金の外国通貨の範囲)</p> <p><u>第6条の2 証拠金の差入れ又は預託を外国通貨をもって行う場合について</u>は、貴は、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則により定める範囲のうち貴が応じられる範囲において外国通貨を受け入れることに異議のないこと。</p> <p><u>2 前項の場合における外国通貨の円貨への換算に係る時価</u>（金融商品取引所及びクリアリング機構の規則に基づき決定される時価をいう。）に乘すべき率については、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則により定める率を超えない率として貴が設定する率とすることに異議のこと。</p>	(新設)
<p>(取引証拠金等の処分)</p> <p>第13条 私が先物・オプション取引に関し、貴に対し負担する債務を所定の时限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p> <p>(1) 私が差し入れた外国通貨が取引証拠金として直接預託された場合には、クリアリング機構に預託されている外国通貨</p> <p>(2) 私が委託証拠金として預託した外国通貨</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(取引証拠金等の処分)</p> <p>第13条 私が先物・オプション取引に関し、貴に対し負担する債務を所定の时限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p> <p>(新設)</p>
<p>(支払不能による売買停止等の場合の措置)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、私が、次の各号（第1項第1号の事由に該当していな</p>	<p>(支払不能による売買停止等の場合の措置)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、私が、次の各号（第1項第1号の事由に該当していな</p>

い場合は、第2号を除く。)のいずれかに該当した場合は、私の委託に基づく未決済約定は、第1項に規定する金融商品取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のないこと。

(1) (略)

(2) 私が貴と同一の企業集団に属する者又は貴と同一の企業集団に属する者と実質的に同視できる者であり、かつ、当該金融商品取引所により支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行うことが適当でないと認められたとき。

(差換預託の場合の証拠金の取扱い)

第18条 貴について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。)は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

(1) 外国通貨又は代用有価証券がクリアリング機構に預託されていたときは、クリアリング機構が当該外国通貨の全部若しくは一部をもって円貨を取得して、円貨により返還する、又は当該代用有価証券の全部若しくは一部を換金して、金銭により返還することがあり得ること。この場合において、私とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとされること。

(2) 第5条第1項第2号の規定にかかわらず、次のa又はbのいずれか小の方の額につき、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求権を有すること。

a (略)

b 貴がクリアリング機構に預託している差換預託分の取引証拠金(前号の規定によりクリアリング機構が外国通貨をもって円貨を取得し、又は有価証券を換金した場合は、差換預託分の取引証拠金として預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金の後の金銭の額から当該換

い場合は、第2号を除く。)のいずれかに該当した場合は、私の委託に基づく未決済約定は、第1項に規定する金融商品取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のないこと。

(1) (略)

(2) 私が貴の子会社・親会社であり、かつ、当該金融商品取引所により支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行うことが適当でないと認められたとき。

(差換預託の場合の証拠金の取扱い)

第18条 貴について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。)は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

(1) 代用有価証券がクリアリング機構に預託されていたときは、クリアリング機構が当該代用有価証券の全部又は一部を換金して、金銭により返還することがあり得ること。この場合において、私とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとされること。

(2) 第5条第1項第2号の規定にかかわらず、次のa又はbのいずれか小の方の額につき、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求権を有すること。

a (略)

b 貴がクリアリング機構に預託している差換預託分の取引証拠金(前号の規定によりクリアリング機構が換金した場合は、差換預託分の取引証拠金として預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金の後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭)を、私を含む貴の各顧客が貴に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあん分した額

金に要した費用を差し引いた額の金
銭) を、私を含む貴 の各顧客が貴
に預託した委託証拠金に相当する額に
応じてあん分した額

2 (略)

(取次者の遵守事項)

第34条 (略)

2 私が取次者である場合は、次の各号に掲
げる事項について貴 に対して通知すること。

(1) • (2) (略)

(3) 第1号の場合において、取引日ご
とに(有価証券オプション取引にあって
は、毎日。)、クリアリング機構の先
物・オプション取引に係る取引証拠金等
に関する規則第25条に規定する申告に
係る各申込者の売建玉及び買建玉に係る
情報

3・4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年2月13日か
ら施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定
は、売買システムの稼働に支障が生じた場合
その他やむを得ない事由により、平成30年
2月13日から施行することが適当でないと
本所が認める場合には、同日後の本所が定め
る日から施行する。

2 (略)

(取次者の遵守事項)

第34条 (略)

2 私が取次者である場合は、次の各号に掲
げる事項について貴 に対して通知すること。

(1) • (2) (略)

(新設)

3・4 (略)

J－N E T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(委託の際の指示事項等) 第11条 (略)	(委託の際の指示事項等) 第11条 (略)
2 前項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、顧客と取引参加者との間に合意がある場合には、顧客は、取引を委託した取引日の終了する日の <u>午後6時30分</u> までの取引参加者の指定する時限までに、前項第3号に掲げる事項の指示を行うことができる。	2 前項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、顧客と取引参加者との間に合意がある場合には、顧客は、取引を委託した取引日の終了する日の <u>午後4時30分</u> までの取引参加者の指定する時限までに、前項第3号に掲げる事項の指示を行うことができる。
3 (略)	3 (略)
(ギブアップに係る J－N E T 取引の委託の際の指示事項等) 第12条 (略)	(ギブアップに係る J－N E T 取引の委託の際の指示事項等) 第12条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、顧客と注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者との間に合意がある場合には、取引を委託した取引日の終了する日の <u>午後4時45分</u> までの注文執行取引参加者の指定する時限までに、前項の指示を行うことができるものとする。 <u>ただし、有価証券オプション取引及び国債証券先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は午後4時までの注文執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。</u>	2 前項の規定にかかわらず、顧客と注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者との間に合意がある場合には、取引を委託した取引日の終了する日の <u>午後4時</u> までの注文執行取引参加者の指定する時限までに、前項の指示を行うことができるものとする。
3 前条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、ギブアップが成立した場合には、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の <u>午後5時15分</u> までの清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生したJ－N E T 取引に係る同条第1項第3号に掲げる事項を指示するものとする。 <u>ただし、有価証券オプション取引及び国債証券先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該指示は午後4時30分までの清算執行取引参加者の指定する時限までに行うものとする。</u>	3 前条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、ギブアップが成立した場合には、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の <u>午後4時30分</u> までの清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生したJ－N E T 取引に係る同条第1項第3号に掲げる事項を指示するものとする。
4・5 (略)	4・5 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年2月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年2月13日から施行することが適当でないとき当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～2 1 (略)</p> <p><u>2 2 この規則において「外国国債証券」とは、法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。</u></p> <p><u>(通貨の種類)</u></p> <p><u>第3条の2 取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金は、クリアリング機構が業務方法書の規定に基づき定める先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則（以下「クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則」という。）において定める通貨に限り差し入れ又は預託することができる。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～2 1 (略)</p> <p>(新設)</p>
第2章 清算・決済規程関係	第2章 清算・決済規程関係
(清算参加者の取引証拠金)	(清算参加者の取引証拠金)
<p>第4条 清算参加者の先物・オプション取引に係る取引証拠金に関する事項は、<u>クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則</u>によるものとする。</p>	<p>第4条 清算参加者の先物・オプション取引に係る取引証拠金に関する事項は、<u>クリアリング機構が業務方法書の規定に基づき定める先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則（以下「クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則」という。）</u>によるものとする。</p>
(委託分の取引証拠金の差入れ又は預託)	(委託分の取引証拠金の差入れ又は預託)
<p>第6条 (略)</p> <p>2 委託分の取引証拠金所要額は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する各顧客の証拠金所要額（顧客を任意に細分化した場合においては、当該顧客を任意に細分化した単位の証拠金所要額の合計額をいう。第7項及び第9条第4項において同じ。）をすべての顧客について合計した額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、非清算参加者は、顧客が取引証拠金を差し入れた日から</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 委託分の取引証拠金所要額は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する各顧客の証拠金所要額をすべての顧客について合計した額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、非清算参加者は、顧客が取引証拠金を差し入れた日から</p>

起算して4日目（休業日（業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除外する。以下日数計算において同じ。）の日までの間においては、当該顧客が取引証拠金として差し入れた金銭の額（外国通貨にて金銭を差し入れた場合は、取引証拠金の差入れを行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額をいう。次項及び第6項において同じ。）及び有価証券の時価評価額（取引証拠金の差入れを行う日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表1に規定する時価をいう。以下同じ。）により評価した額（当該有価証券が外国国債証券である場合には、その時価を取引証拠金の差入れを行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。次項及び第6項において同じ。）の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、指定清算参加者に差し入れることができる。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れができる。

5・6 (略)

7 第3項から前項までの場合において、非清算参加者は、各顧客が非清算参加者に取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額（外国通貨にて金銭を差し入れ又は預託した場合には、取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する率を乗じた額をいう。）及び有価証券を代用価格（取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表1に規定する率を乗じた額（当該有価証券が外国国債証券である場合は、その時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表1に規定する率を乗じた額を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証

起算して4日目（休業日（業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除外する。以下日数計算において同じ。）の日までの間においては、当該顧客が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び有価証券の時価評価額（取引証拠金の差入れを行う日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する時価をいう。以下同じ。）により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合には、その時価を取引証拠金の差入れを行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。次項及び第6項において同じ。）の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、指定清算参加者に差し入れができる。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れができる。

5・6 (略)

7 第3項から前項までの場合において、非清算参加者は、各顧客が非清算参加者に取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格（取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。）により評価した額の合計額がクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、当該証拠金所要額から当該顧客が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額

券の評価に用いる通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額)をいう。)により評価した額の合計額がクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、当該証拠金所要額から当該顧客が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の自己の金銭をもって、指定清算参加者に取引証拠金として差し入れ又は非清算参加者証拠金として預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金又は非清算参加者証拠金は、有価証券をもって代用差入れ又は代用預託することができる。

(取引証拠金の維持)

第9条 非清算参加者は、自己分の取引証拠金として指定清算参加者に差し入れている金銭の額(外国通貨にて金銭を差し入れた場合には、計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する率を乗じた額をいう。次項及び第4項において同じ。)及び有価証券を代用価格(計算する日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表1に規定する率を乗じた額(当該有価証券が外国国債証券である場合は、その時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表1に規定する率を乗じた額を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額)をいう。次項及び第4項において同じ。)により評価した額の合計額がクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する自己分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託时限までの指定清算参加者が指定する日時までに、指定清算参加者に追加差入れしなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れすることができる。

以上の自己の金銭をもって、指定清算参加者に取引証拠金として差し入れ又は非清算参加者証拠金として預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金又は非清算参加者証拠金は、有価証券をもって代用差入れ又は代用預託することができる。

(取引証拠金の維持)

第9条 非清算参加者は、自己分の取引証拠金として指定清算参加者に差し入れている金銭の額及び有価証券を代用価格(計算する日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額(当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額)をいう。次項及び第4項において同じ。)により評価した額の合計額がクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する自己分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託时限までの指定清算参加者が指定する日時までに、指定清算参加者に追加差入れしなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れすることができる。

2 (略)

3 非清算参加者は、指定清算参加者に、第6条第3項から第6項まで又は第7条の規定により顧客に係る取引証拠金として差し入れ又は非清算参加者証拠金として預託している金銭の額（外国通貨にて金銭を差し入れ又は預託した場合には、計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額をいう。以下この項、第10条及び第24条において同じ。）及び有価証券の時価評価額（計算する日の前日における時価により評価した額（当該有価証券が外国国債証券である場合は、その時価を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。以下この項、第10条及び第24条において同じ。）の合計額が、当該顧客が取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、第6条第3項から第6項まで又は第7条に準じて指定清算参加者に委託分の取引証拠金として追加差入れ又は非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。

4 (略)

(外国通貨)

第10条の2 非清算参加者による外国通貨の差入れ又は預託の取扱いについては、本所が定める。

(代用有価証券)

第11条 第5条、第6条第4項から第7項まで及び第9条第1項及び第2項に定める代用有価証券に関する事項は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表1の定めるところによる。

2 (略)

(ポジション申告)

第12条 非清算参加者は、取引日ごとに

2 (略)

3 非清算参加者は、指定清算参加者に、第6条第3項から第6項まで又は第7条の規定により顧客に係る取引証拠金として差し入れ又は非清算参加者証拠金として預託している金銭の額及び有価証券の時価評価額（計算する日の前日における時価により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。以下この項及び次条において同じ。）の合計額が、当該顧客が取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、第6条第3項から第6項まで又は第7条に準じて指定清算参加者に委託分の取引証拠金として追加差入れ又は非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。

4 (略)

(新設)

(代用有価証券)

第11条 第5条、第6条第4項から第7項まで及び第9条第1項及び第2項に定める代用有価証券に関する事項は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表の定めるところによる。

2 (略)

(取引証拠金所要額の申告)

第12条 非清算参加者は、取引日ごとに

(有価証券オプション取引にあっては、毎日。以下この条において同じ。)、その指定清算参加者に対し、各銘柄について、クリアリング機構の業務方法書に規定するオムニバス口座ごとに、当該銘柄に係る各顧客（顧客が取次者である場合は、申込者をいう。）又は顧客を任意に細分化した場合における当該細分化した単位の売建玉及び買建玉に係る情報を、当該指定清算参加者が指定する時限までに当該指定清算参加者に申告するものとする。ただし、指定清算参加者が取引日ごとに当該申告内容を把握できる場合は、この限りでない。

(建玉の移管の成立)

第17条 前条の場合において、建玉の移管は、クリアリング機構が承認した時に成立するものとする。

2 (略)

(期限の利益を喪失している顧客等の委託に基づく未決済約定の取扱い)

第21条 本所は、支払不能による売買停止等を行った場合は、支払不能取引参加者の次の各号に掲げる顧客の委託に基づく未決済約定について、本所が指定する他の取引参加者をして転売若しくは買戻し又は権利行使を行わせることができるものとする。

(1) (略)

(2) 支払不能取引参加者と同一の企業集団に属する者又は支払不能取引参加者と同一の企業集団に属する者と実質的に同視できる者のうち、本所が第19条第1項に規定する未決済約定の引継ぎを行うことが適当でないと認める顧客

(有価証券オプション取引にあっては、毎日。以下この条において同じ。)、その指定清算参加者に対し、非清算参加者自己分の取引証拠金所要額及び非清算参加者委託分の取引証拠金所要額の合計額を、当該指定清算参加者が指定する時限までに当該指定清算参加者に申告するものとする。ただし、指定清算参加者が取引日ごとに当該取引証拠金所要額の合計額を把握できる場合は、この限りでない。

(建玉の移管の成立)

第17条 前条の場合において、建玉の移管は、本所が定める時に成立するものとする。

2 (略)

(期限の利益を喪失している顧客等の委託に基づく未決済約定の取扱い)

第21条 本所は、支払不能による売買停止等を行った場合は、支払不能取引参加者の次の各号に掲げる顧客の委託に基づく未決済約定について、本所が指定する他の取引参加者をして転売若しくは買戻し又は権利行使を行わせることができるものとする。

(1) (略)

(2) 支払不能取引参加者の子会社・親会社（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。）である外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人をいう。）のうち、本所が第19条第1項に

(削る)

(削る)

2 前項の場合においては、本所が指定した他の取引参加者と支払不能取引参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(非清算参加者である支払不能取引参加者の委託分の取引証拠金の取扱い)

第24条 (略)

2 前項の規定によりクリアリング機構に預託したものとみなされる当該顧客に係る委託分の取引証拠金のうち、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているものの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。

(1) (略)

(2) 非清算参加者である支払不能取引参加者がクリアリング機構に預託していた非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）から、当該非清算参加者である支払不能取引参加者が非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託していた外国通貨をもってクリアリング機構がクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則の規定により円貨を取得し、又は代用預託していた有価証券をクリアリング機構がクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則の規定により換金したときの当該取得又は当該換金に要した費用を差し引いた額を、各顧客が非清算参加者である支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額に応じてあん分した額

3 (略)

規定する未決済約定の引継ぎを行うことが適当でないと認める顧客

2 前項第2号の場合において、取引参加者の子会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなす。

3 第1項第2号の場合において、他の会社が取引参加者の親会社の親会社である場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。

4 第1項の場合においては、本所が指定した他の取引参加者と支払不能取引参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(非清算参加者である支払不能取引参加者の委託分の取引証拠金の取扱い)

第24条 (略)

2 前項の規定によりクリアリング機構に預託したものとみなされる当該顧客に係る委託分の取引証拠金のうち、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているものの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。

(1) (略)

(2) 非清算参加者である支払不能取引参加者がクリアリング機構に預託していた非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）から、当該非清算参加者である支払不能取引参加者が非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として代用預託していた有価証券をクリアリング機構がクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則の規定により換金したときの当該換金に要した費用を差し引いた額を、各顧客が非清算参加者である支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額に応じてあん分した額

3 (略)

(差換預託分の取引証拠金等の換金等)

第25条 本所が第19条第1項若しくは第21条第1項の規定により非清算参加者である支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は第19条第1項の規定により非清算参加者である支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合において、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されている外國通貨の全部若しくは一部をもってクリアリング機構が適當と認める方法により円貨を取得し、又は代用預託されている有価証券の全部若しくは一部をクリアリング機構が適當と認める方法により換金することとしたときは、非清算参加者である支払不能取引参加者の指定清算参加者、非清算参加者である支払不能取引参加者及びその顧客とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

2 本所が第22条第1項において準用する第19条第1項若しくは第21条第1項の規定により非清算参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は非清算参加者の顧客の売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合において、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されている外國通貨の全部若しくは一部をもってクリアリング機構が適當と認める方法により円貨を取得し、又は代用預託されている有価証券の全部若しくは一部をクリアリング機構が適當と認める方法により換金することとしたときは、当該非清算参加者の指定清算参加者、当該非清算参加者及びその顧客とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

3 第1項の場合において、取次者が第21条第1項各号に掲げる顧客であり、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として預託されている外國通貨の全部若しくは一部をもってクリアリング機構が適當と認める方法により円貨を取得し、又は代用預託されて

(差換預託分の取引証拠金等の換金)

第25条 本所が第19条第1項若しくは第21条第1項の規定により非清算参加者である支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は第19条第1項の規定により非清算参加者である支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合において、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として代用預託されている有価証券の全部又は一部をクリアリング機構が適當と認める方法により換金することとしたときは、非清算参加者である支払不能取引参加者の指定清算参加者、非清算参加者である支払不能取引参加者及びその顧客とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

2 本所が第22条第1項において準用する第19条第1項若しくは第21条第1項の規定により非清算参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は非清算参加者の顧客の売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合において、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として代用預託されている有価証券の全部又は一部をクリアリング機構が適當と認める方法により換金することとしたときは、当該非清算参加者の指定清算参加者、当該非清算参加者及びその顧客とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

3 第1項の場合において、取次者が第21条第1項各号に掲げる顧客であり、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として代用預託されている有価証券の全部又は一部をクリアリング機構が適當と認める方法により換金することとしたときは、非清算参加者

いる有価証券の全部若しくは一部をクリアリング機構が適当と認める方法により換金することとしたときは、非清算参加者である支払不能取引参加者の指定清算参加者、非清算参加者である支払不能取引参加者、顧客及びその申込者とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

- 4 第2項の場合において、取次者が第22条第1項において準用する第21条第1項第1号に掲げる顧客であり、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として預託されている外国通貨の全部若しくは一部をもってクリアリング機構が適当と認める方法により円貨を取得し、又は代用預託されている有価証券の全部若しくは一部をクリアリング機構が適当と認める方法により換金することとしたときは、当該非清算参加者の指定清算参加者、当該非清算参加者、顧客及びその申込者とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

（差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例）

第26条 前条第1項又は第2項の規定によりクリアリング機構が外国通貨をもって円貨を取得し、又は有価証券を換金した場合は、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）は、非清算参加者である支払不能取引参加者又は前条第2項の非清算参加者が非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。

- 2 前条第3項又は第4項の規定によりクリアリング機構が外国通貨をもって円貨を取得し、又は有価証券を換金した場合は、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）は、非清算参加者である支払不能取引参加者又は前条第4項の非清算参加者が非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）としてクリアリング機構に預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭及び当該換金に係る有価証券以外

である支払不能取引参加者の指定清算参加者、非清算参加者である支払不能取引参加者、顧客及びその申込者とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

- 4 第2項の場合において、取次者が第22条第1項において準用する第21条第1項第1号に掲げる顧客であり、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として代用預託されている有価証券の全部又は一部をクリアリング機構が適当と認める方法により換金することとしたときは、当該非清算参加者の指定清算参加者、当該非清算参加者、顧客及びその申込者とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

（差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例）

第26条 前条第1項又は第2項の規定によりクリアリング機構が有価証券を換金した場合は、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）は、非清算参加者である支払不能取引参加者又は前条第2項の非清算参加者が非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。

- 2 前条第3項又は第4項の規定によりクリアリング機構が有価証券を換金した場合は、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）は、非清算参加者である支払不能取引参加者又は前条第4項の非清算参加者が非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）としてクリアリング機構に預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用

の有価証券並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。

(証拠金の差入れ又は預託)

第30条 顧客は、当該顧客の委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合において、受入証拠金の総額（第33条第1項に規定する受入証拠金の総額をいう。以下同じ。）が証拠金所要額（クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する顧客の証拠金所要額（顧客を任意に細分化した場合においては、当該顧客を任意に細分化した単位の証拠金所要額の合計額）をいう。以下同じ。）を下回っているとき又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額（外国通貨にて金銭を差し入れ又は預託した場合には、計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する率を乗じた額をいう。以下この項、第33条第1項及び第35条第1項において同じ。）が当該顧客の現金支払予定額（第33条第2項に規定する現金授受予定額が負である場合の当該額をいう。以下同じ。）を下回っているときは、受入証拠金の総額と証拠金所要額との差額（以下「総額の不足額」という。）又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と当該顧客の現金支払予定額との差額（以下「現金不足額」という。）のいずれか大きい額以上の額を証拠金として、当該不足額が発生した日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。ただし、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則の規定により証拠金所要額の引上げが行われた場合であって、取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）が自己の金銭をもって当該引上げ額に相当する額をクリアリング機構に預託することを、取引参加者（当該取引参加者が非清算

を差し引いた額の金銭とする。

(証拠金の差入れ又は預託)

第30条 顧客は、当該顧客の委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合において、受入証拠金の総額（第33条第1項に規定する受入証拠金の総額をいう。以下同じ。）が証拠金所要額（クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する顧客の証拠金所要額をいう。以下同じ。）を下回っているとき又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額が顧客の現金支払予定額（同条第2項に規定する現金授受予定額が負である場合の当該額をいう。以下同じ。）を下回っているときは、受入証拠金の総額と証拠金所要額との差額（以下「総額の不足額」という。）又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と当該顧客の現金支払予定額との差額（以下「現金不足額」という。）のいずれか大きい額以上の額を証拠金として、当該不足額が発生した日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。

参加者である場合は、当該取引参加者及びその指定清算参加者）と当該顧客（当該顧客が取次者である場合は、当該顧客及びその申込者）との間で合意し、当該取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）がクリアリング機構にその旨を申請したときには、当該額を証拠金所要額から控除する。

- 2 (略)
- 3 前項に定める代用有価証券に関する事項は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表1の定めるところによる。
- 4・5 (略)
- 6 顧客が外国国債証券を差し入れ又は預託する場合には、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。
- 7 顧客が外国通貨を差し入れ又は預託する場合には、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。

(証拠金の区分)

第32条 第30条及び第31条の規定に基づき顧客が取引参加者に差し入れ又は預託した証拠金のうち顧客の現金支払予定額に相当する額の金銭以外の金銭又は有価証券については、当該顧客が取引証拠金として差し入れたものとする。ただし、当該顧客の同意（金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第66条に規定する同意をいう。）がある場合には、委託証拠金として預託したものとすることができる。

- 2 (略)

(受入証拠金の総額等の計算方法)

第33条 受入証拠金の総額は、先物・オプション取引口座において当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額及び有価証券を代用価格（計算する日の前日における時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表1に規定する率を乗じた額（外国国債証券については、その時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表1に規定する率を乗じた額を当該計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨

- 2 (略)
- 3 前項に定める代用有価証券に関する事項は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表の定めるところによる。
- 4・5 (略)
- 6 顧客がアメリカ合衆国財務省証券を差し入れ又は預託する場合には、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。

(新設)

(証拠金の区分)

第32条 前2条の規定に基づき顧客が取引参加者に差し入れ又は預託した証拠金のうち顧客の現金支払予定額に相当する額の金銭以外の金銭又は有価証券については、当該顧客が取引証拠金として差し入れたものとする。ただし、当該顧客の同意（金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第66条に規定する同意をいう。）がある場合には、委託証拠金として預託したものとすることができます。

- 2 (略)

(受入証拠金の総額等の計算方法)

第33条 受入証拠金の総額は、先物・オプション取引口座において当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額及び有価証券を代用価格（計算する日の前日における時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額（アメリカ合衆国財務省証券については、その時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額を当該計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額によ

1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額)を超えない額をいう。)により評価した額の合計額に、次項に規定する当該顧客の現金授受予定額を加減して得た額をいう。

2・3 (略)

(証拠金の引出しの制限)

第35条 取引参加者は、顧客から証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

(1) 引き出させる際における当該顧客の受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っている場合には、その超過額をクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表1に規定する率をもって除した額(外国国債証券については、当該超過額を東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨1単位当たりの円貨額により外国通貨に換算した額をクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表1に規定する率をもって除した額をいう。次号において同じ。)に相当する有価証券又は当該超過額と現金超過額(証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭の額が当該顧客の現金支払予定額を超えている場合の当該超過額をいう。以下同じ。)のいずれか小さい額に相当する額(外国通貨の場合には、計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により外国通貨に換算した額をクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する率をもって除した額をいう。)の金銭

(2) 当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している有価証券を金銭又は他の有価証券と差し換える場合には、当該金銭の額又は当該他の有価証券の額(第33条第1項に規定する代用価格により評価した額をいう。以下この項において同じ。)をクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表1に規定する率をもって除した額に相当する有価証券

り円貨に換算した額)を超えない額をいう。)により評価した額の合計額に、次項に規定する当該顧客の現金授受予定額を加減して得た額をいう。

2・3 (略)

(証拠金の引出しの制限)

第35条 取引参加者は、顧客から証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

(1) 引き出せる際における当該顧客の受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っている場合には、その超過額をクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率をもって除した額(アメリカ合衆国財務省証券については、当該超過額を東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場の1米ドル当たりの円貨額により米貨に換算した額をクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率をもって除した額をいう。次号において同じ。)に相当する有価証券又は当該超過額と現金超過額(証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭の額が当該顧客の現金支払予定額を超えている場合の当該超過額をいう。以下同じ。)のいずれか小さい額に相当する額の金銭

(2) 当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している有価証券を金銭又は他の有価証券と差し換える場合には、当該金銭の額又は当該他の有価証券の額(第33条第1項に規定する代用価格により評価した額をいう。以下この項において同じ。)をクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率をもって除した額に相当する有価証券

<p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(顧客の建玉の移管に係る手続き等)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p><u>5 顧客は、未決済約定について、一の銘柄において売建玉と買建玉を同時に有し、かつ、その一部又は全部を決済（転売又は買戻しによる場合を除く。）する場合には、当該決済を行う銘柄及び数量を、当該決済を行う取引日の終了する日のクリアリング機構が定める期限までの取引参加者の指定する期限までに、当該取引参加者に申告するものとする。</u></p> <p>(証拠金の特例)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該顧客に係る差換預託分の取引証拠金として預託されているものについては、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を、取引証拠金として差し入れたものとみなす。</p> <p>(1) 当該顧客が支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金額（<u>外国通貨にて金銭を差し入れ又は預託した場合には、計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額をいう。以下この項において同じ。）及び有価証券の時価評価額（計算する日の前日における時価により評価した額（当該有価証券が外国国債証券である場合は、その時価を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。以下この項において同じ。）</u>の合計額（支払不能取引参加者が当該顧客から差し入れられた取引証拠金をクリアリング機構に預託するまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）に相当する額</p> <p>(2) 支払不能取引参加者がクリアリング機構に預託していた差換預託分の取引証拠金から、当該支払不能取引参加者が差換預託分の取引証拠金として預託して</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(顧客の建玉の移管に係る手続き等)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(証拠金の特例)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該顧客に係る差換預託分の取引証拠金として預託されているものについては、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を、取引証拠金として差し入れたものとみなす。</p> <p>(1) 当該顧客が支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金額及び有価証券の時価評価額の合計額（支払不能取引参加者が当該顧客から差し入れられた取引証拠金をクリアリング機構に預託するまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）に相当する額</p> <p>(2) 支払不能取引参加者がクリアリング機構に預託していた差換預託分の取引証拠金から、当該支払不能取引参加者が差換預託分の取引証拠金として代用預託</p>
--	---

いた外国通貨をもってクリアリング機構が円貨を取得し、又は代用預託していた有価証券をクリアリング機構が換金したときの当該取得又は当該換金に要した費用を差し引いた額を、各顧客が支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（支払不能取引参加者が当該顧客から差し入れられた取引証拠金をクリアリング機構に預託するまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）に相当する額に応じてあん分した額

していた有価証券をクリアリング機構が換金したときの当該換金に要した費用を差し引いた額を、各顧客が支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（支払不能取引参加者が当該顧客から差し入れられた取引証拠金をクリアリング機構に預託するまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）に相当する額に応じてあん分した額

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年2月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年2月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(ギブアップの申告時限)</p> <p>第24条 規程第43条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の<u>午後5時30分</u>までに行うものとする。<u>ただし、有価証券オプション取引及び国債証券先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該申告は午後4時45分までに行うものとする。</u></p> <p>(テイクアップの申告時限)</p> <p>第25条 規程第44条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の<u>午後5時45分</u>までに行うものとする。<u>ただし、有価証券オプション取引及び国債証券先物オプション取引にあっては、当該日が取引最終日である場合には、取引最終日が到来した限月取引に係る当該申告は午後5時までに行うものとする。</u></p>	<p>(ギブアップの申告時限)</p> <p>第24条 規程第43条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の<u>午後4時45分</u>までに行うものとする。</p> <p>(テイクアップの申告時限)</p> <p>第25条 規程第44条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引が成立した取引日の終了する日の<u>午後5時</u>までに行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成30年2月13日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年2月13日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行する。</p>	

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱いの一部改正新旧

対照表

新	旧
<p>(<u>外国通貨の取扱い</u>)</p> <p><u>第1条の2 非清算参加者が、外国通貨を指定清算参加者に取引証拠金として差し入れ又は非清算参加者証拠金として預託する場合には、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。</u></p> <p>(<u>外国国債証券の取扱い</u>)</p> <p>第3条 非清算参加者が、<u>外国国債証券</u>を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、差入れ又は預託の都度、指定清算参加者の同意を得るものとする。</p> <p>(建玉の移管が成立する時の<u>約定値段等</u>)</p> <p>第4条 <u>証拠金規則第17条第2項に規定する本所が定める約定値段又は約定数値は、建玉の移管を行う取引日の前取引日における各限月取引の清算値段又は清算数値とする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>(<u>アメリカ合衆国財務省証券の取扱い</u>)</p> <p>第3条 非清算参加者が、<u>アメリカ合衆国財務省証券</u>を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、差入れ又は預託の都度、指定清算参加者の同意を得るものとする。</p> <p>(建玉の移管が成立する時等)</p> <p>第4条 <u>証拠金規則第17条第1項に規定する本所が定める時は、同第16条各項の規定による申告があった日の翌日（休業日にあたるときは、順次繰り下げる。）の午前9時とする。</u></p> <p>2 <u>証拠金規則第17条第2項に規定する本所が定める約定値段又は約定数値は、建玉の移管を行う取引日の前取引日における各限月取引の清算値段又は清算数値とする。</u></p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、平成30年2月13日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成30年2月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	